

1 認可保育所指導検査の概要について

(1) 指導検査の根拠等

東京都（以下「都」という。）では、児童福祉法第46条に基づき、認可保育所に対して、児童福祉法第45条第1項の規定に基づき定められた基準等（※）の実施状況が適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・指導等を行う「指導検査」を実施しています。

指導検査では、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般等を把握するため、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの関係法令の適合状況についても確認します。

※東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）、
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）、
保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日付9福子推第1047号）等

また、指導検査の実施に当たり、「児童福祉施設等指導検査実施要綱」において、検査に必要な事項を定めているほか、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、毎年度、指導検査の重点項目を掲げる「保育施設指導検査等実施方針」並びに指導検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した「保育所指導検査基準」を定めています。

指導検査の実施要綱、実施方針及び検査基準については、東京都福祉局のホームページにおいて、直近のものを確認することができます。

東京都福祉局のホームページ (<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/index.html>)

>福祉の基盤づくり

>社会福祉法人・施設等の指導検査

>指導検査要綱・実施方針・検査基準・自己点検票

>9 社会福祉法人・施設等指導検査基準（11）

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2から4まで <略>

5 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

6 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(2) 都、区市町村による保育所の指導検査

子ども・子育て支援法の施行に伴い、認可保育所が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けます。区市町村は、子ども・子育て支援法第14条に基づき、特定教育・保育施設に対し、区市町村条例で定めた基準等の実施状況について、指導検査を実施します。

平成27年4月1日以降は、保育所は、児童福祉施設の認可保育所として都の指導検査を受けるほか、特定教育・保育施設として区市町村の指導検査を受けることになっています。

【参考】子ども・子育て支援法に基づく指導検査の根拠法令等 ※14条は指導、38条は監査の規定

子ども・子育て支援法

第14条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者(略)に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 <略>

第34条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

一及び二 <略>

三 保育所 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県(略)の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(略)を提供しなければならない。

3から5まで <略>

第38条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者(略)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、(略)出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

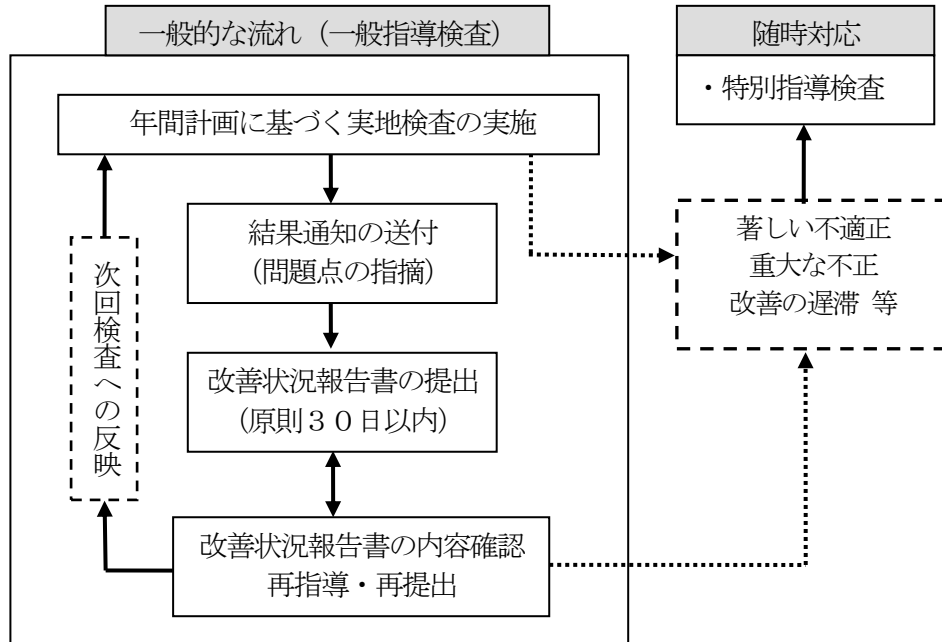
[国通知]子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監督について（平成27年12月7日府子本第390号、27文科第1135号、雇児発1207第2号）

【参考】子ども・子育て支援法施行後の指導検査体制（法制度上の設計）



(3) 認可保育所に対する指導検査の流れ

認可保育所に対する都の指導検査の流れは、下記のとおりです。



（４）一般指導検査等の重点項目（「保育施設指導検査等実施方針」 ２ 一般指導検査等の重点項目より）

（１）運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- （ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- （イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- （ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- （エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- （ア）在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- （イ）安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

（２）保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- （ア）子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- （イ）保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- （ア）児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- （イ）アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- （ア）乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- （イ）食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- （ウ）プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- （エ）上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- （オ）食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

（３）会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

- （ア）会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- （イ）計算書類等が適正に作成されているか。
- （ウ）資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
- （エ）保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

- （ア）会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- （イ）資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- （ア）契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- （イ）契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。